

第1回農業分野の外国人材受入れセミナー
(2024年12月25日(水)10:00~12:00 オンライン)

外国人労働者の増加と 地方自治体支援の 必要性について

北海学園大学 経済学部 地域経済学科
宮入 隆

1

本日の内容

1. はじめに
2. 農業分野における外国人労働者の
雇用動向と特徴
3. 外国人労働者雇用の現状と課題
～北海道を事例に～
5. まとめ

2

1. はじめに

外国人労働者は、
地域でともに暮らす生活者でもあります。

「**共生社会**」を本報告では、「人々の多様な
あり方を相互に認め合い、すべての人が
社会から孤立せず、**安心して生活を送ること
ができる社会**」として考えていきます。

3

制度変化の概要と本報告の課題

①育成就労＋特定技能

外国人材受入制度の転換

⇒育成型の外国人就労制度として強化

②特定技能1号の上限倍増（農業は7.8万人に）

⇒特定技能を軸にした人材確保へ

⇒派遣形態での雇用が拡大

③特定技能2号による長期就労の増加

⇒非熟練労働者の定住・永住増加

本日考えたいこと



■外国人雇用の急増・多様化の実態を
確認し、共生社会に向けた課題提示

4

地方で高い「働く外国人」の比率

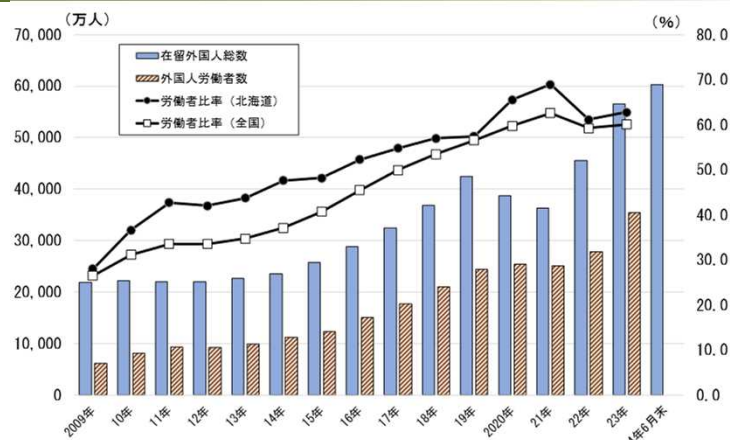


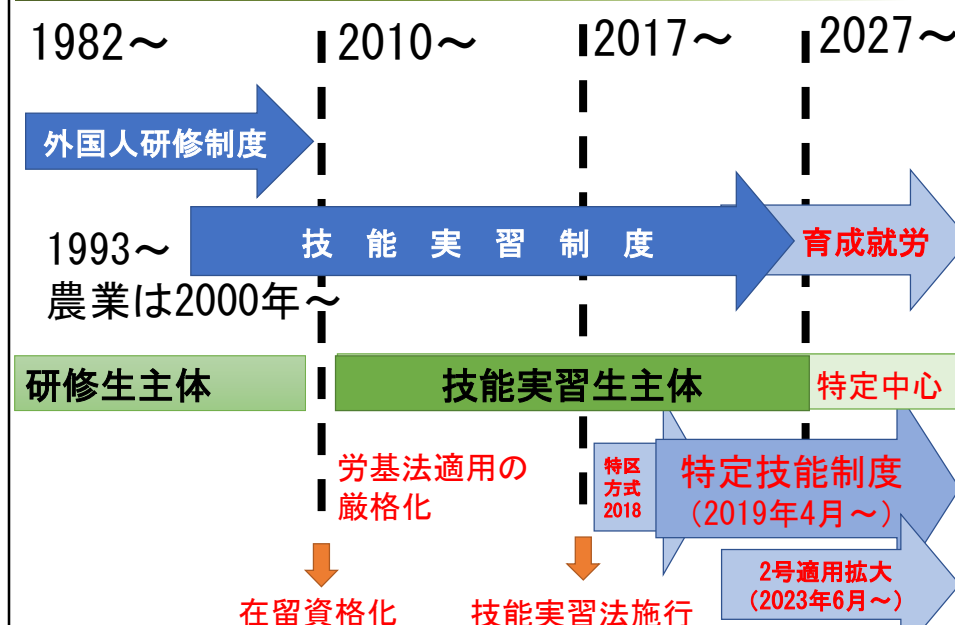
図1 北海道における在留外国人および外国人労働者の推移 [2009-2023]

資料：出入国在留管理庁「令和6年6月末現在における在留外国人人数について（報道発表資料）」2024年10月18日、法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」、厚生労働省「外国人雇用の届出状況」より作成。

■ 2023年12月、道内5.6万人の在留外国人 ⇒ 初めて5万人超
⇒ うち雇用された外国人労働者数3.5万人 ⇒ 62.7%

5

研修・実習から「就労」へ

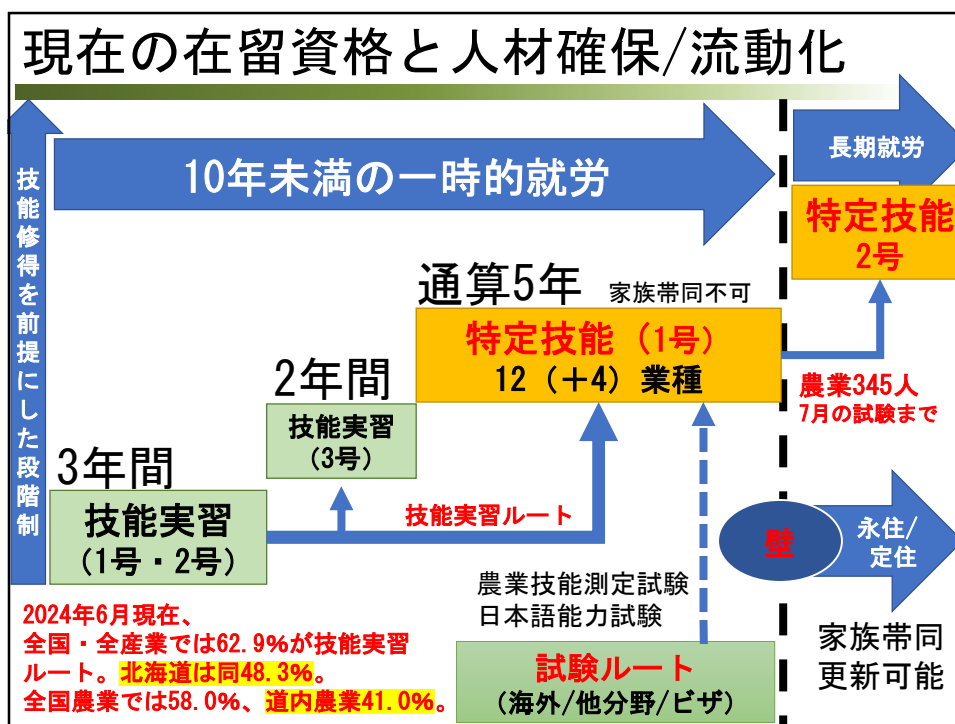


6

制度変更の論点

- 人権重視の観点から **本人意向での転籍** が可能に
 ⇒ 手間をかけて迎え入れてもすぐに転籍？
 ⇒ すぐに転籍されて「育成」はできるの？
- 技能修得のみならず、**日本語修得** が在留資格の取得条件となる
 ⇒ 留学生などとは異なる学修経験？
 ⇒ 日本語教育に携わる人材の確保は？
- **入国までの費用** を受入側で負担する問題
 ⇒ 技能実習制度では、すでに渡航費も管理費も負担していますが・・・

7



8

2. 農業分野における 外国人労働者の 雇用動向と特徴

9

農業分野の外国人労働者数の推移[全国]

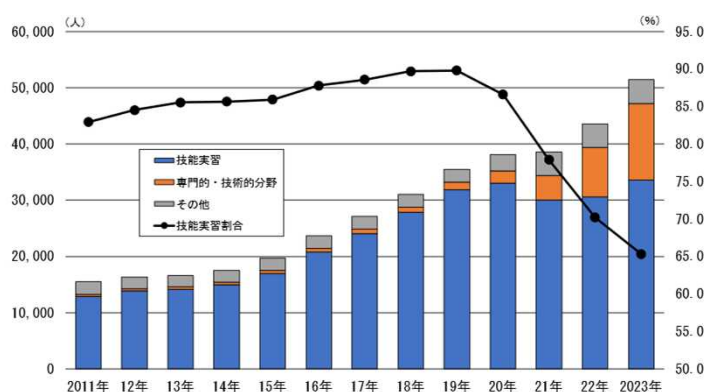


図2 農業分野で雇用される外国人労働者数の推移[全国]

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出を基に農林水産省作成。

注：各年10月末時点。専門的・技術的分野の2019年以降の数値には「特定技能外国人」も含まれる。

- コロナ禍であっても農業の外国人雇用は増加を継続
⇒ 2023年10月 **現在5.1万人**（21年比33.5%増（1.3万人増））
- コロナ禍＋特定技能創設で「**技能実習生**」シェアは急減

10

先行的に在留資格が多様化した北海道

表1 農林業における在留資格別外国人労働者数の推移[北海道]

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	23-19対比	
						実数	増減率
技能実習	2,535 (82.1)	2,597 (75.1)	2,460 (65.3)	2,405 (56.7)	2,543 (49.7)	8	0.3
専門的・技術的分野の在留資格	455 (14.7)	688 (19.9)	954 (25.3)	1,450 (34.2)	2,170 (42.4)	1,715	376.9
技術・人文知識・国際業務	139 (4.5)	177 (5.1)	181 (4.8)	186 (4.4)	170 (3.3)	31	22.3
特定技能	14 (0.5)	140 (4.0)	343 (9.1)	821 (19.4)	1,289 (25.2)	1,275	9,107.1
その他	302 (9.8)	371 (10.7)	430 (11.4)	443 (10.5)	711 (13.9)	409	135.4
特定活動	14 (0.5)	69 (2.0)	235 (6.2)	265 (6.3)	289 (5.6)	275	1,964.3
身分に基づく在留資格	56 (1.8)	74 (2.1)	81 (2.1)	74 (1.7)	81 (1.6)	25	44.6
永住者	30 (1.0)	40 (1.2)	40 (1.1)	38 (0.9)	41 (0.8)	11	36.7
日本人の配偶者等	21 (0.7)	29 (0.8)	36 (1.0)	28 (0.7)	33 (0.6)	12	57.1
永住者の配偶者等	0 (0.0)	1 (0.0)	3 (0.1)	1 (0.0)	1 (0.0)	1	—
定住者	5 (0.2)	4 (0.1)	2 (0.1)	7 (0.2)	6 (0.1)	1	20.0
資格外活動	27 (0.9)	32 (0.9)	39 (1.0)	44 (1.0)	37 (0.7)	10	37.0
留学	10 (0.3)	9 (0.3)	12 (0.3)	14 (0.3)	10 (0.2)	0	0.0
総計	3,087 (100.0)	3,460 (100.0)	3,769 (100.0)	4,238 (100.0)	5,120 (100.0)	2,033	65.9

資料：厚生労働省北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況（各年次）」より作成。
注1：各年とも10月末現在の数値である。
注2：在留資格別の外国人労働者数について農業と林業が分割して示されていないため農林業で示した。2019～2023年の各総数のうち、林業はそれぞれ9人、13人、11人、9人、13人であり、ほぼ農業分野で雇用されている外国人労働者の傾向とみることができる。

■技能実習割合：道内49.7%（全国は65.3%）
⇒他方、特定技能が急増することで、
「専門的・技術的」人材と技能実習生が同等のボリューム。
⇒入管データでは、今年6月には特定技能だけで3千人超。

他の分野と農業を比較しても・・・

表2 外国人雇用の主要3分野の状況[北海道]

		単位：人（%）			
		全体	製造業	農林業	建設業
外国人雇用者総数	2020年	25,363	7,182	3,460	2,656
	2023年	35,439	9,643	5,120	3,790
	23－20	10,076	2,461	1,660	1,134
	(増減率)	(39.7)	(34.3)	(48.0)	(42.7)
在留資格別実人数 (構成比) [2023年]	技能実習	15,532 (43.8)	6,636 (68.8)	2,543 (49.7)	2,941 (77.6)
	専門的・技術的分野 (特定技能含む)	12,094 (34.1)	2,206 (22.9)	2,170 (42.4)	569 (15.0)

資料：厚生労働省北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況」より作成。
注1：各年とも10月末現在の数値である。
注2：2023年の農林業のうち、林業は13人であり、ほぼ農業分野で雇用されている外国人労働者数であるが、在留資格別の外国人労働者数について、農業と林業が分割して示されていないため、農林業の数値を使用している。

■他の分野以上に農業で技能実習シェアが低下
要因①技能実習の制度的な問題を特定技能活用で回避する
（季節雇用や天候不順への柔軟な対応、派遣雇用可）
要因②コロナ禍の入国制限 ⇒特定技能での対処が進む
（春の入れ替え時にコロナが直撃：国内在留者の急募）

他分野/他の在留資格からの転籍も

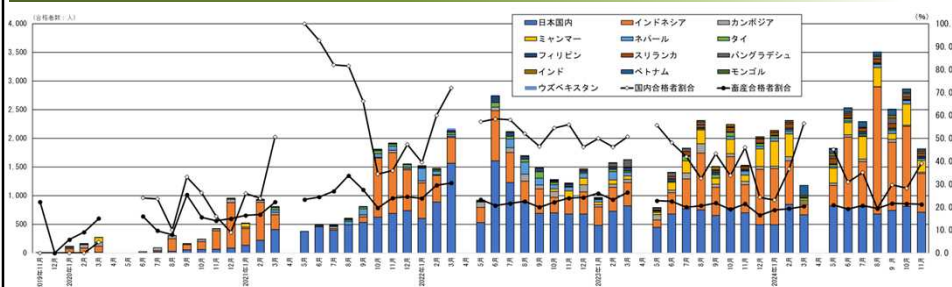


図3 会場別農業技能測定試験の実施動向と特定技能1号合格者の推移

資料：全国農業会議Webページ「特定技能・国別試験情報」より作成。

- コロナ禍2年目以降（2021年～）に試験ルートが急増。
⇒ 2024年5月までに海外12カ国で実施。4割が**国内会場**。
- 海外の試験ルートでの特定技能外国人は**インドネシア**中心。
⇒ 毎月合格者1,800～3,500人。総計7.2万人のうち、
国内受験合格者3.0万人、インドネシア2.6万人。

13

道内農業の特定技能の推移

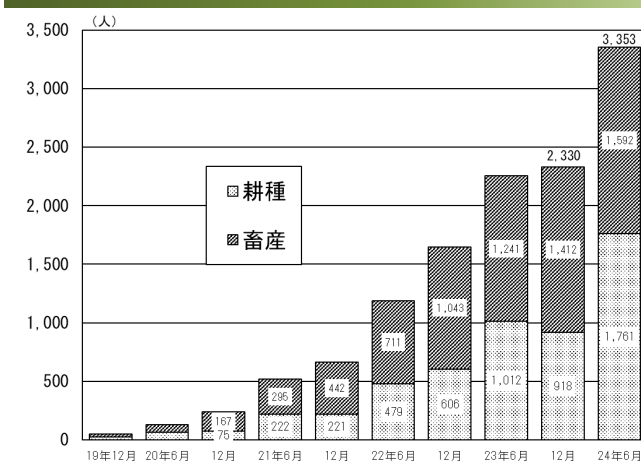


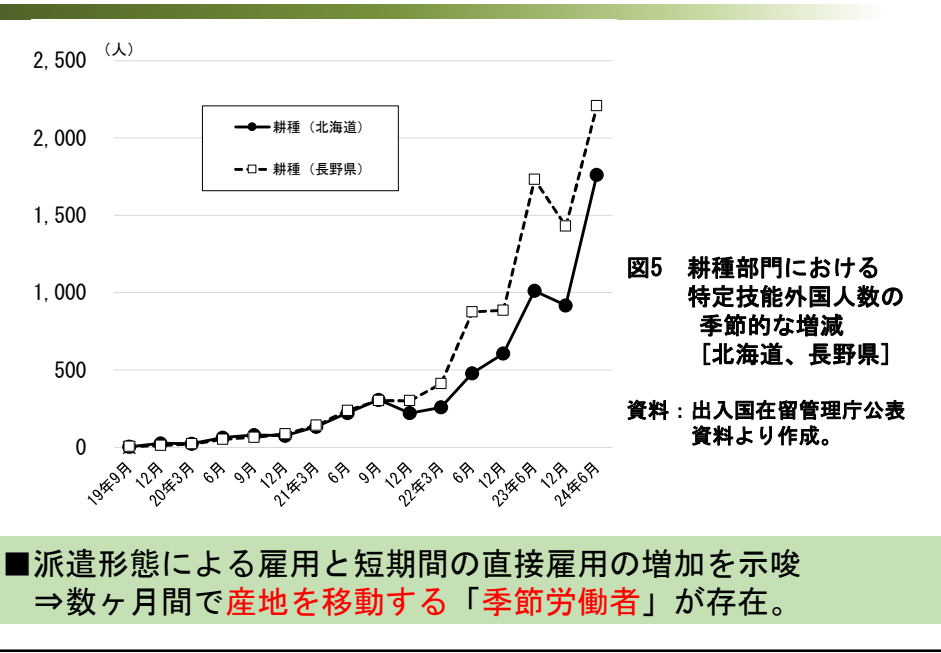
図4 耕種/畜産別にみた道内農業における特定技能外国人数の推移

資料：出入国在留管理庁公表資料より作成。

- ポストコロナでさらに急増
⇒ 農業分野では、茨城県（3,879人）に次ぐ規模。
⇒ 道内畜産分野の1,592人は全国の26.9%で圧倒的シェア。

14

季節移動する特定技能外国人の増加



15

特定技能1号・2号の在留者人数

表3 特定技能1号・2号の在留者数[全国]

単位：人（％）				
管 轄	分 野	在 留 人 数（2024年6月末）		
		1号	2号	合計（シェア）
厚労省	介 護	36,719 (14.6)	—	36,719 (14.6)
	ビルクリーニング	4,635 (1.8)	0 (0.0)	4,635 (1.8)
経産省	工業製品製造	44,044 (17.5)	23 (15.0)	44,067 (17.5)
	建 設	31,853 (12.7)	66 (43.1)	31,919 (12.7)
国交省	造船・船用工業	8,703 (3.5)	23 (15.0)	8,726 (3.5)
	自動車整備	2,858 (1.1)	0 (0.0)	2,858 (1.1)
	航 空	959 (0.4)	0 (0.0)	959 (0.4)
	宿 泊	492 (0.2)	0 (0.0)	492 (0.2)
	自動車運送業	—	—	—
	鉄 道	—	—	—
	農 業	27,786 (11.0)	21 (13.7)	27,807 (11.0)
農水省	漁 業	3,035 (1.2)	0 (0.0)	3,035 (1.2)
	飲食料品製造業	70,202 (27.9)	11 (7.2)	70,213 (27.9)
	外食業	20,308 (8.1)	9 (5.9)	20,317 (8.1)
	林 業	—	—	—
	木材産業	—	—	—
総 計		251,594 (100.0)	153 (100.0)	251,747 (100.0)

資料：出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」（2024年9月版）より作成。

16

特定技能2号合格者は738人！（11月現在）

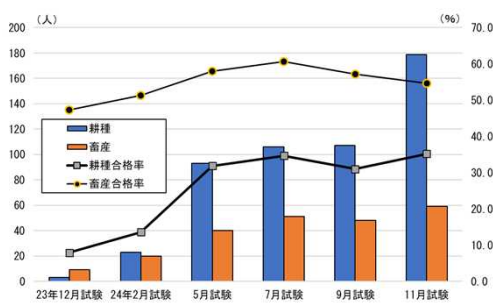


図6 農業分野の特定技能2号合格率の推移
資料：全国農業会議所資料より作成。

表4 農業分野の特定技能2号合格者の状況

	受験者	合格者（率）
耕 種	1,659	511 (30.8)
畜 産	403	227 (56.3)
計	2,062	738 (35.8)

資料：全国農業会議所資料より作成。

■ 2023年12月～24年11月まで6回試験。

⇒ 受験者延べ2,062人、合格者738人。合格率35.8%

■ 外国人労働者の受入制度（労働者移民）も新たな段階へ。

⇒ **育成就労制度**の創設と相まって、大学卒ではない
非専門人材も**永住・定住**も可能に。

17

3. 外国人雇用の現状と課題 ～北海道を事例に～

※当日は調査写真も用いて
みていきます

18

調査事例①：日本語検定の合格状況

単位：人												
A農協							B農協					
	在籍期間等	在籍 人数	受験 者数	N2 合格	N3 合格	不 合格	在籍期間等	在籍 人数	受験 者数	N2 合格	N3 合格	不 合格
2017年	1期生（2017～19年）	4	3	2	1	0						
2018年	2期生（2018～21年）	4	4	2	1	1						
2019年	3期生（2019～21年）	2	2	1	1	0						
2020年	4期生（2020～22年）	3	3	0	2	1		1期生（2020～22年）	9	9	2	7
2021年	入国不可											
2022年	5期生（2022～24年）	3	2	0	1	1	2期生（2022～24年）	3	3	0	0	3
2023年	5期生（2023～25年）	3	未	—	—	—	3期生（2023～25年）	6	2		2	

資料：聞き取りにより作成。

- 2JAにおける技能実習生の在籍期間と合格状況
 - ・2JAともに農作業請負方式で実習生を受け入れ
 - ⇒雨天時、冬期等で日本語勉強の時間を設ける。
 - ・すべてベトナム人女性、同じ監理団体・送出し機関
 - ・B農協については、教員資格を持つ職員が指導
 - ⇒合格すると加算手当を出しているJAもある。

19

調査調査②：転籍者の追跡調査

表● B農協における特定技能1号移行者の転籍状況

技能実習1/2号 (2020～22年)		特定技能1号		備 考
		2023年	2024年	
1	Aさん	B農協在籍	B農協在籍	B農協管内で結婚
2	Bさん	B農協在籍	岐阜県G温泉	宿泊で特定1号再取得
3	Cさん	B農協在籍	帰 国	半年後に再度日本で働く予定
4	Dさん	飲食料品製造業（道外）		製造で特定1号再取得
5	Eさん	飲食料品製造業（道外）		製造で特定1号再取得
6	Fさん	飲食料品製造業（釧路）⇒R6も継続		製造で特定1号再取得
7	Gさん	介護（道外）		介護で特定1号再取得
8	Hさん	他農協（道内）へ転出⇒R6も継続		農業（耕種）のまま転籍
9	Iさん	帰 国	—	

資料：聞き取りにより作成。

- 9人中、特定1号へ移行直後は3人が在籍したが、翌年は1人のみとなった。
- 帰国者は技能実習2号で帰国したIさんと、特定移行後1年で帰国したCさんの2人のみ。

20

北海道庁の調査結果から

表〇 技能実習2号修了後の道外への転出動向

単位：人（％）

	2021年度		2022年度		2023年度	
	技能実習2号 修了者数	うち 道外転出 （割合）	技能実習2号 修了者数	うち 道外転出 （割合）	技能実習2号 修了者数	うち 道外転出 （割合）
技能実習3号	731	62（8.5）	1,473	84（5.7）	338	9（2.7）
特定技能1号	1,453	450（31.0）	1,902	720（37.9）	1,004	326（32.5）
合計	2,184	512（23.4）	3,375	804（23.8）	1,342	335（25.0）

資料：北海道経済部「外国人技能実習制度に係る受入状況調査（各年次）」より作成。

■特定技能に移行後、3割～4割は転籍をしている。

■転出理由（2023）

- ・知人等の影響29件
- ・給与等28件
- ・北海道の気候28件
- ・交通の便、買い物のしやすさ等の生活環境23件

■転出理由（2022）

- ・給与等45件
- ・交通の便、買い物のしやすさ等の生活環境33件
- ・北海道の気候32件
- ・知人等の影響29件

■道内定着理由（2023）

- ・職場環境70件
- ・職場や地域の人間関係が良い55件

4. まとめ

まとめ①外国人労働者の多層化

■道内の農業分野の多層化をみると・・・

- ①5年～8年就労、帰国する[畜産・耕種部門]
⇒技能実習（育成）3年、特定技能1号の5年間のみ、もしくは両方で8年
- ②農繁期の数ヵ月間のみ就労する[耕種部門]
⇒夏は北海道、冬場は九州・沖縄・四国など、産地間をリレーする
⇒特定技能1号中心（中には2号も？）
- ③経営の右腕となって長期就労する[畜産・耕種部門]
⇒作業チームのリーダー等も経験し、技能を評価され、日本に永住・定住を希望し、家族を帯同する
⇒特定技能2号

23

まとめ②制度変化と課題

■育成型の外国人就労制度として本格展開

- ・「育成就労」は「技能実習」に変わる入口として、間口を広く設計している
⇒結果として日本語修得の義務化。
- ・転籍/流動化はすでに始まっている
⇒他方で日本国内で長期就労を望む声は多い

■「短期就労（多）＋長期就労（少）」へ

- ・派遣での数ヶ月雇用も含め、住居の確保が課題
- ・2号の存在＝家族帯同も含め、少人数でも教育、医療等々、生活のあらゆる面で地域の支援が必要

24

まとめ③制度自体の再検討課題

- 特定技能2号の生活支援をどうするか
 - ⇒ 現制度では、特定技能1号のみが雇用者側に生活支援の義務づけ。
 - ⇒ 帯同家族が増加するとしたら、
「**誰が帯同家族の面倒をみる？**」
- 馬産地ではすでに帯同家族の支援が始まる
(技能ビザでのインド人騎乗員・厩務員雇用)
 - ⇒ 町が担当者を雇用し、帯同家族の支援。
 - ⇒ ヒンドゥー語の母子手帳も発行。

25

まとめ④日本語教育に関して

- 対象者：急増します
 - ・ **学修経験の浅い**労働者は留学生とは異なる
 - ・ **就業時間外**に対応を求められる
 - ・ **帯同家族**への対応も本格的に考える必要
- 北海道の特徴：本州以上にコストも時間も
 - ・ 酪農地帯で顕著な**広範に点在する**の問題
 - ・ 教育人材も教室も**地方ほど不足**
- 自治体：意識転換が求められる
 - ・ 語学教育をボランティア的支援に依存しすぎ
⇒ 指導者はカウンセラー機能も有しているのに！
 - ・ 「**国際交流**」から「**共生推進**」への重点変更

26

まとめ⑤地方の課題

■「選ばれる地域」から「**選ばれ続ける地域**」へ

- ・人材の流動性が高まる前提で考える
- ・海外と比べ賃金が安いというリスクはあるが・・・
アジアには「日本/北海道で働きたい」というニーズが
まだまだ存在する。それでも就業先の選択はシビアに。

必須条件

- ①「最賃前提の賃金」など労働条件の改善
(日本人も含めた働く環境の改善)
- ②生活インフラの脆弱化を補う支援の体制整備
- ③生活者として地域で受け入れる雰囲気醸成
- ④自治体主導での日本語教育環境の充実
(外国人を支援する専門人材の確保・育成)

27

ご清聴ありがとうございました

宮入 隆（北海学園大学）
Email: miyairi@hgu.jp

28